

社会福祉法人やまゆり福祉会職員宿舎管理規程

（目的）

第1条 緊急時の即時対応要員の確保及び職員の福利厚生の実現を図るため、職員宿舎（以下「宿舎」という。）を若干数確保する。

2 前項の宿舎は、法人が実施する社会福祉事業に係る事業所からの距離等を考慮し、選定するものとする。

（使用手続き等）

第2条 宿舎の使用を希望する職員は、宿舎入居申込書に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込があったときは、宿舎の入居状況などを考慮し、その使用を許可する。

（入居期限）

第3条 宿舎の入居期限は、2年間とする。ただし、緊急時の即時対応要員の状況等により理事長が必要と認めるときは、更新することができる。

（使用料）

第4条 宿舎の使用料は、共益費等を含む月額賃借料の2分の1の額を基準とし、理事長が定める額とする。

2 使用料は、使用者の当月分給与から控除して徴収する。

（退去）

第5条 使用者がこの規程に違反する行為をしたとき又は使用者が第1条の目的達成に不都合な状態に至ったときは、理事長は、その理由を明示するとともに期日を指定し、退去を命ずることがある。

第6条 使用者が法人を退職する場合には、指定された期日までに宿舎を退去しなければならない。

（損害賠償）

第7条 使用者が故意又は過失により、建物を破損又は建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、使用者の負担により修繕し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用上の心得)

第8条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、常に室内外の整理整頓に努めると共に、近隣に迷惑をかけないように心掛けなければならない。

(禁止事項)

第9条 宿舍使用者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 宿舍を第三者に転貸すること。
- (2) 許可なく、他の者を同居させること。
- (3) 宿舍を他の目的に使用すること。
- (4) 許可なく、宿舍の増改築、模様替えを行うこと。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、宿舍の運営について必要な様式その他の手続は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園職員宿舍規程第3条の規定に基づき宿舍の利用を許可され、宿舍を使用している者は、この規程による改正後の規程（以下「新規程」という。）第2条第2項の規定に基づき許可されたものとみなす。
- 3 前項の規定により使用を許可されたものとみなされた者の新規程第3条の入居期限については、この規程の施行期日をその起算日とする。